

令和4年3月24日  
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」  
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、令和4年2月18日から令和4年3月8日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、2件の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：令和4年2月18日（金）から令和4年3月8日（火）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を追加したのはどのような理由か。	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、プラスチック使用製品に係る規制による環境の保全に関わる法律であって「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを目的としており、事業者が同法に違反した場合には、例えば、プラスチック使用製品廃棄物の大量排出が抑制されず、生活環境が悪化する等、国民の利益への被害が生じることが想定されることから、対象法律に追加しました。
愛玩動物看護師法を追加したのはどのような理由か。	愛玩動物看護師法は、愛玩動物看護師に係る規制による消費者の利益の擁護に関わる法律であって「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを目的としており、同法に違反して愛玩動物看護師でない者が「愛玩動物看護師」の名称を用いた場合、愛玩動物を飼養する者の財産である愛玩動物が害されるおそれ

	<p>がある等、国民の利益への被害が生じることが想定されることから、対象法律に追加しました。</p>
<p>対象法律を追加する場合に、枝番号を付す場合や号番号をずらして追加する場合がありますのはわかりづらい。</p>	<p>対象法律を追加する場合に、号の枝番号を使用する方法で追加するか、枝番号を使用しない方法で追加するかについては、技術的理由により判断しています。</p>
<p>法律の題名を変更する改正は、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理）に該当し、意見公募手続の対象外ではないか。</p>	<p>既に八号政令に規定されている法律の題名変更を行うことを内容とする政令を定めようとする場合については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当し、意見募集手続を要しないと考えられますが、本政令案は、八号政令に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び愛玩動物看護師法を追加することを内容とするものであることから、意見募集手続を実施しました。</p>
<p>意見公募期間は 30 日以上とすべきではないか。愛玩動物看護師法の施行は令和 4 年 5 月 1 日であり、政令を二本に分ければ、愛玩動物看護師法については意見公募期間を 30 日以上確保できるのではないか。</p>	<p>本政令案は、八号政令に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び愛玩動物看護師法を追加すること等を内容とするものであることから、民法の一部を改正する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和 4 年 4 月 1 日）に合わせて本政令案を施行するために、30 日を下回る意見提出期間を定めることとしました。</p> <p>八号政令の改正方法については、技術的理由により判断しています。</p>

以上